

～低所得世帯等の支援のための貸付制度です～

生活福祉資金貸付条件等一覧表

資 金 種 類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※貸付対象要件(次のいずれの条件にも該当すること) ・低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること ・借入申込者の本人確認が可能であること ・現に住居を有していること、又は「住宅手当緊急特別措置事業」における「住宅手当」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ・県社協及び市町村社協等関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること ・県社協が市町村社協等関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還が見込めること ・失業等給付、就職安定資金融資、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず生活費を賄うことができないこと					
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間12か月以内	最終貸付日から6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日から6か月以内		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金						
福祉費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付限度額の目安	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	償還期間の目安	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	
	生業を営むために必要な経費	460万円以内		20年以内		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年以内		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額等)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないとき 170万円以内		5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス等を受ける期間が1年を超えないとき 170万円以内		5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内		7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内		
緊急小口資金	次の理由に緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ・医療費又は介護費の支払により臨時の生活費が必要となるとき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要となるとき ・火災等被災によって生活費が必要となるとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	貸付けの日から2か月以内	8か月以内	無利子	
教育支援資金 低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金 ※世帯内で連帯借受人が必要						
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6か月以内	貸付月数の3倍or4倍以内	無利子	
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学(短大・専修学校含む)又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金						
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約の終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%もしくは、長期プライムレートのいずれか低い利率	
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				
臨時特例つなぎ資金	公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活資金	10万円以内	—	当該給付金又は貸付金の交付を受けた時から1か月以内	無利子	

※ご相談はお住まいの民生委員か市町村社会福祉協議会まで